

## 呉市観光振興計画策定業務仕様書

### 1 業務名

この業務の名称は、呉市観光振興計画策定業務とする。

### 2 目的

国は、令和2年（2020年）に訪日外国人旅行者数4,000万人、消費額8兆円、令和12年（2030年）には6,000万人、消費額15兆円を目標に掲げ、観光を地方創生の柱として、様々な施策を進めている。また、近年、観光客の嗜好は、団体から個人へ、モノからコトへ、都市から地方へとシフトし、多くの自治体において「観光」は重要な基幹産業となっている。

本市においては、平成17年の大和ミュージアム開館を機に観光客が急増し、全国的には認知度は向上したものの、多くの市民にとっては、「観光」が産業であるという認識は希薄であると考えられる。今後も人口減少が進む状況にあって、新たな基幹産業のひとつとして観光振興に取り組む意識の醸成を図ることが重要であることに加え、観光振興を推進する体制についても検討する必要がある。

このような状況を踏まえ、市民、事業者、行政が一体となり、地域活性化の観点から観光振興に戦略的に取り組む必要性を示すとともに、本市の中長期的な観光戦略の指針となる「呉市観光振興計画」を策定する。

### 3 適用範囲

本仕様書は、呉市観光振興計画策定業務に適用する。

### 4 契約期間

契約日から令和3年3月26日（金）まで

### 5 業務内容

次の業務の項目ごとに最低限必要な要件を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案を基に協議の上、決定するものとする。

#### (1) 本市の観光を取り巻く現状、課題の提示及び調査分析の実施

ア 令和元年度実施した「呉市観光振興計画策定に係る基礎調査業務（以下「基礎調査」という。）」のインターネットによる調査データをクロス集計し、詳細に分析するとともに、基礎調査等の結果を踏まえ、本市観光における現状や課題を把握し、ターゲットとすべき客層を明確にすること。

イ 人口減少等の外的要因を考慮した上で、国や県の統計、本市に係る産業連関表<sup>(注)</sup>等を用いて、減少が予想される市内総生産額を算出し、減少分を補うために今後必要となる市内外からの観光収益やその他産業における獲得額を提示すること。

（注）RESEASに関する地域経済循環分析の一環として、株式会社価値総合研究所が提供している呉市産業連関表を調達し活用すること。本件に係る費用は、公募型プロポーザル実施要領の提出書類一覧表に記載されている「参考見積書」の金額に含めること。

ウ 本市に係る産業連関表等を用いて産業構造の状況を分析し、観光産業がどの部門（農業、食品製造業等）と繋がりが強いのか、産業間の関係性を提示するとともに、観光消費による生産波及効果及び就業誘発効果を算出すること。

#### (2) 呉市観光振興計画の策定

ア 観光振興計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

イ 基本理念、数値目標及び具体的な実施プログラムの策定

上記(1)の結果を踏まえ、本計画の基本理念、数値目標及び目標達成に向けた優先的、重点的に取り組む実施プログラムを策定すること。

策定にあたっては、①市民・事業者・市役所が一体となった観光客受入れの意識とマーケットインの考え方の醸成、②観光客満足度の向上によるリピーターの獲得、③地域内消費の循環向上による生業と雇用の創出、④効果的かつ効率的な観光振興を行うための新たな観光推進体制の構築の視点を盛り込むこと。

ウ 各種計画との整合性

市長期総合計画、呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略、ひろしま観光立県推進基本計画等の各種計画との整合性を図ること。

(3) 独自提案の提示

上記(1)及び(2)を踏まえ、同計画の効果がさらに高まるような独自提案の提示をすること。

(4) 観光振興計画策定委員会の運営支援

呉市観光振興計画の内容について協議・検討を行うための策定委員会の開催・運営に関する支援を行う。

委員会の開催は、年3回程度を想定し、受託者は、委員会で必要となる資料（打合せを含む。）の準備及び議事録の作成、計画案に対する提言、助言の取りまとめを行う。

なお、議事録の作成は、3営業日以内とする。

## 6 業務実施体制

(1) 業務実施スケジュール

ア 提案に基づき、あらかじめ呉市と協議したスケジュールで業務を実施すること。

イ 業務の遂行状況については、随時、協議・報告すること。

(2) 業務責任者の配置等

業務実施に当たっては、本業務を統括し、呉市から指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、呉市との円滑な業務遂行管理や意思疎通に努めること。

(3) 成果物の内容確認

成果物の内容の最終決定までに、呉市の訂正指示があった箇所については、速やかに対応すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症対応

当該ウイルスの影響により、対面による計画策定委員会や打合せ等ができない場合は、テレビ会議等の対応策を講じること。

## 7 成果物

業務の成果物は次のとおり。

(1) 観光振興計画 1部（カラー）

(2) 観光振興計画概要版 1部（カラー）

(3) その他、本業務で作成した資料等 一式

(4) 前号(1)から(3)の電子データ（CD-R等） 一式

※電子データは、Windowsで確認できるMicrosoft Office（Word, Excel等）によるものとする。

## 8 秘密保持

(1) 秘密の保持

ア 呉市は本業務に関し、受託事業者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

イ 受託事業者は本業務に関し、呉市から受領し、又は閲覧した資料等は、呉市の許可なく公表し、又は使用してはならない。

ウ 受託事業者は、本業務で知り得た呉市、企業及び生産者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、関係法令を遵守しなければならない。

9 再委託

受託事業者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。ただし、事前に再委託の範囲及び再委託業者を呉市に書面で提示し、了承を得ること。また、受託事業者は再委託先の行為についても全責任を負うこと。

10 知的財産権等

- (1) 本業務で創作する知的創造物の知的財産権や所有権は、全て呉市に帰属することとし、呉市は加工及び二次利用できるものとする。
- (2) 本業務で創作するテキスト、イメージ等のコンテンツが他者の所有権や知的財産権を侵害しないことを保証すること。

11 その他

- (1) 業務等に要する経費は、受託事業者の負担とする。
- (2) 本仕様書は、プロポーザル実施に向けたものであり、仕様の具体化は優先交渉権者の選定後、協議して行う。